

## ニューメディア米沢センター加入申込約款

株式会社ニューメディア(以下「NCV」という)と、NCVがニューメディア米沢センターよりサービスを提供している区域(以下、「業務区域」という)においてNCVが行うサービスの提供を受ける方(以下「加入者」という)との間に締結される契約(以下「加入契約」という)は、次の事項によるものとします。

### 第1条(NCVが行う業務)

NCVは、業務区域内の加入者に次の業務を行います。

1. 自主放送テレビジョン番組を有線により放送する業務。
2. NCVによる受信・再放送可能なテレビジョン放送及びFM放送を有線により再放送する業務。
3. 上記の付帯する業務。

### 第2条(契約の単位)

1. 加入者は、加入者引込線1回線に1世帯(同一の住居及び生計を共にする者の集まり)ごととします。
2. 加入者引込線1回線で複数世帯が加入する場合、複数世帯を一括して団体加入とし、一つの契約とすることもできます。

### 第3条(契約の成立等)

1. 加入契約は、加入申込者があらかじめこの契約を承認のうえ、NCV加入申込書に必要事項を記載の上提出し、NCVがこれを承諾した時をもって成立します。
2. NCVが加入者引込線を設置し、保守することが技術上困難な時には、加入申込契約を受理しないことがあります。

### 第4条(業務区域の提示、閲覧)

1. NCVは、その業務区域について、NCVの事業所もしくはNCVの指定する業者の事業所に提示または閲覧に供するものとします。

### 第5条(契約の有効期限及び最低利用期間について)

1. 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。但し、契約期間満了の10日前迄にNCV、加入者いずれからも文書による意思表示が無い場合は、引続き1年間自動延長し、以後も同様とします。
2. 本契約における最低利用期間はサービス開始翌月から1年間とします。

#### 第6条(加入金及び工事負担金等)

1. 加入者は、加入金及び工事負担金を別表1に定めるとおり支払うものとします。
2. 加入金とは第3条で成立した契約により、NCVの放送施設を利用する権利の負担金をいい、原則として返戻しません。
3. 工事負担金とは、引込み・宅内工事費、セットトップボックス(STB)の取付・取外し費、及びタップオフの取付・取外し費等をいいます。
4. 引込工事の範囲は、NCVのタップオフの出力端子から、加入者宅に設置される保安器まで、宅内工事の範囲は、保安器以降のNCVを受信するための機器までとします。
5. 第3項の規定による工事に着手後、完了前に契約の解除又はその工事の取消もしくは変更があった場合、加入者は施行済の工事部分及び現状に復旧するための工事について別に算出した費用を支払うものとします。

#### 第7条(利用料について)

1. 加入者は、NCVのサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から、この契約の解約を申し出た日の属する月まで、別表2・3・4・5・6に基づく利用料をNCVに月単位で支払うものとします。
2. 落雷等、やむを得ない事由により、NCVが第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合でも、原則として利用料の減額はいたしません。但し、月のうち継続して10日以上にわたり全てのサービスが出来なかった場合は、当該月分の利用料を無料とします。
3. NCVは、社会情勢の変化に伴い、利用料の改定をすることができるものとし、その場合、NCVは加入者に1ヶ月前迄に通知します。
4. NCV利用料の中には、日本放送協会(以下「NHK」という)の受信料は含みません。別途お支払下さい。ただし、加入者からの申出があるときには、NHK 衛星契約受信料「団体一括支払い」を適用することによって、加入者から割引された料金を徴収し、NCVが取りまとめて NHK に支払うことができます。
5. NCVは、加入金、工事負担金、利用料等を限定契約にて値引きすることがあります。

## 第8条(有料チャンネル)

1. 有料チャンネルは、NCVが再放送するテレビジョン放送のうち、特に有料チャンネル(ペイ・チャンネル)と指定したチャンネルを指します。
2. このチャンネルの視聴は、NCVが設定するチャンネル毎、または複数チャンネルを1単位としたセット毎に視聴申込手続きをするものとします。

## 第9条(ホームターミナル)

1. NCVは、「アナログコース」加入者に対するホームターミナル(以下「HT」という)の新規貸与の受付を平成18年8月31日に終了しました。またHTを使用して視聴するアナログ放送サービスが終了することに伴い、HTおよびリモートコントローラ等の付属品の破損、故障に対する修理・交換の受付を平成24年3月31日に終了します。
2. 平成24年4月1日以降、又は解約時に加入者はNCVへHTを返還するものとし、その際には当社は加入者に保証金を従来規定にて返戻します。

## 第10条(セットトップボックス)

1. NCVは、「デジタルコース」加入者に対し、セットトップボックス(以下STBという)およびリモートコントローラ等の付属品を別途定める「STB販売要項」に基づき販売、または別途定める「STB貸借要項」に基づき貸与します。なお、付属のBSデジタル放送用ICカード(以下B-CASカードという)および専門チャンネル用ICカード(以下C-CASカードという)の取扱いについては、第22条の規定によるものとします。
2. 前項により加入者がNCVより購入したSTBについては、その保証期間を別途定める「STB販売要項」によるものとします。この保証期間内において故障が生じた場合には、NCVは無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がSTBを取扱説明書及び利用の案内に従って使用しなかったときは、この限りではありません。なお、STB用リモコンの破損、故障又は紛失した場合には、STB用リモコンを有償にて販売します。
3. 第1項により加入者がNCVより貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、NCVは無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、加入者はNCVのSTB販売価格相当分を当社に支払うものとします。また、NCVが認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。なお、STB用リモコンの破損、故障又は紛失した場合には、STB用リモコンを有償にて販売します。

4. 第1項によりNCVよりSTBの貸与を受ける加入者は、解約時に当社にSTBを返還するものとします。
5. 加入者は、NCVが必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

#### 第11条(利用料等の支払方法等)

1. 加入者は、第6、7、8、10条に定める料金を表記支払方法により定められた期日までに遅滞なく支払わなければなりません。
2. 加入者の料金の支払方法はNCV指定金融機関の口座振替とし、別に定める預金口座振替依頼書の規定に基づき支払うものとします。
3. 加入者が、第6、7、8、10条に定める料金を3ヶ月継続して支払い義務を怠った場合は、この加入契約は解除となるものとします。尚、3ヶ月目口座振替時には所定の延滞手数料が加算されます。
4. NCVは、原則として加入者に対し、請求書及び領収証の発行を致しません。

#### 第12条(施設の所有関係、責任及び免責事項等)

1. 本施設のうち、NCVの所有は放送センターからタップオフまでとし、加入者の所有は引込線以降の全ての施設(但し、NCVが貸与するSTBを除く)とします。  
尚、公設民営方式等により他者から施設を借り受ける場合で借り受ける施設が引込み線を含まない場合は、その引込み線から加入者宅の責任分解点(ONU等)までの区間は、NCVの所有とします。
2. 加入者は、移設・増設工事等施設を変更する場合は、NCVに申し出るものとし、その費用は加入者の負担とします。また、NCVのサービスを提供するために必要とする施設の設置工事は、全てNCV又はNCVの指定する業者が行います。
3. NCVは放送センターから保安器までの施設について、維持責任管理を行います。
4. NCVのサービス提供後、保安器の出力以降の加入者の施設及び受信機等に起因する事故を生じた場合があっても、NCVはその責任を負わないこととします。
5. 施設には保安処置が設けられていますが、落雷等により加入者の受信機等が破損した場合、NCVの責任外とします。
6. 加入者は、加入者の施設の設置について、あらかじめ地主・家主・その他利害関係者の承諾を得ておくこととし、後日苦情が発生した場合は加入者が処理し、NCVは責任を負いません。
7. 加入者は、NCVが施設管理の上で必要となる点検等により、サービスの一時停止をすることがあることを、あらかじめ承認します。

8. NCVの施設が、天災・事故等のNCVの責任外事由により業務停止した場合、加入者はNCVの責任を問わないものとします。

9. NCVはやむをえぬ事情により放送内容を変更、中断及び中止することができます。尚、それに伴う損害賠償等の請求には応じません。

10. NCVの貸与・販売する機器(STBなど)について、録画予約機能など加入者が個別に設定を行える機能に対してNCVはその責任を負わないこととします。また、故障などによる機器の交換作業などで、それらの機能の補償に対しNCVはその責任を負わないこととします。

#### 第13条(便宜の提供)

1. 加入者は、NCVまたはNCVの指定する業者が施設の検査・修理を行うため、加入者の敷地・家屋・構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

#### 第14条(端末設備の接続の報告)

1. 加入者は、端末設備を接続したときは、NCVの検査を受け、その変更接続がNCV技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはなりません。

2. NCVは、端末設備に異常があり、サービスの円滑な提供に支障が有る場合において必要と認めるときは、加入者に対し、その端末設備の接続がNCVの技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。この場合、加入者は正当な理由がある場合を除き、その請求を拒んではならないこととします。

#### 第15条(故障)

1. NCVまたはNCVの指定する業者は、加入者からNCVの提供するサービスの受信に異常がある旨申し出があった場合は、速やかにこれを調査し必要な処置を講じます。

2. 加入者は、NCVの提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者の施設による場合は、その施設の修復に要する費用(出張料含む)を負担するものとします。

3. 加入者は、加入者の故意または過失によりNCVの施設(STBを含む)に故障及び紛失が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

#### 第16条(一時休止等)

1. 加入者はNCVのサービスの一時休止またはその再開を希望する場合は、事前にNCV所定の文書により、NCVにその旨を申し出るものとします。この場合は、一時休止を申し出た日の属する翌月から、再開した日の属する月までの期間の利用料は第11条の規定に関わらず無料とします。
2. 加入者は、前項の規定によるNCVのサービスの提供の再開を希望する場合は、別表7の再開手数料をNCVへ支払うものとします。
3. 一時休止の期間は最長1年間とし、STBを使用している加入者は、速やかに返還することとします。

#### 第17条(設置場所の変更等)

1. 加入者は、当業務区域内に限り、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更することができます。
2. 加入者は、前項の規定により加入者の施設の設置場所を変更しようとする場合は、NCVにその旨を申し出るものとしその変更の費用は加入者の負担とします。
3. 建物の増改築、建替等により、一時停止、あるいは新たな引込工事が必要となった時は、加入者がその費用を負担します。

#### 第18条(名義変更)

1. つぎの場合、加入者はNCVの承認を得て名義を変更することができます。
  - (1) 相続または法人の合併の場合。
  - (2) 新加入者が、旧加入者の加入契約に定められた施設の設置場所において、NCVのサービスの提供を受けることについての旧加入者の権利義務を継承する場合。
  - (3) その他、NCVが認めた場合。
2. 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者はNCVに別表7の名義変更手数料を添えて申し出るものとします。

#### 第19条(加入契約の解除)

1. 加入者は、加入契約を解除しようとする場合、解除を希望する日の10日前迄にNCV所定の文書により、NCVにその旨を申し出るものとします。なお、利用料はその希望する日の属する月の月末まで支払うこととします。
2. 加入者が、社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「加入者相互受入制度」を活用できる地域にて利用を希望する場合は、加入金免除となる「加入済証」を発行します。

3. 解約による当社施設の撤去で、加入者が所有・占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合又は引込線を撤去する場合、加入者はその復旧費用を負担します。
4. 電力・電話の無電柱化等、NCV、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由によりNCV施設の変更を余儀なくされ、かつNCV施設の代替構築が困難な場合、NCVは加入者にあらかじめ理由を説明の上、加入契約を解除できるものとします。

#### 第20条(利用料の精算)

1. 加入契約が解除になった場合において、すでに支払われた利用料に過払額がある場合、これを返戻します。この場合は、前納額を支払った加入者の未経過期間に対して返戻する過払額は、前納支払額から経過期間に対する前納月額計算による利用料額を差し引いた残額とします。
2. 加入契約が解除になった場合において、利用料に未払い額がある場合、加入者は速やかに支払うものとします。
3. 第7、8、10条の定める利用料額が改定になった場合、加入者は改定日の属する月よりその改定利用料をNCVに支払うものとします。ただし、前納額を支払った加入者の未経過期間については、これを据え置くものとします。

#### 第21条(加入者の義務違反による停止及び契約解除)

1. NCVは、加入者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、又は加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、NCVのサービスを停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、加入者はNCVが契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払の料金を支払う義務を負います。また、NCVが貸与しているSTBを使用している場合は、速やかに返還するものとします。
2. 加入者は、前項によりNCVのサービスの提供を停止され、解約となった場合、ただちにこの加入契約による全ての権利を失うものとします。

#### 第22条(B-CASカード、C-CASカードの取り扱いについて)

1. 「B-CASカード」に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの『B-CASカード使用許諾契約約款』に定めるところによります。
2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する場合、STBの購入、貸与の別にかかわらず、NCVは加入者にSTB1台につき1枚のC-CASカードを貸与します。なお、STBの解約または

契約が解除されたときは、加入者はすみやかに C-CAS カードをNCVに返却しなければなりません。また、NCVは必要に応じて加入者に C-CAS カードの交換および返却を請求することができるものとします。

3. C-CAS カードはNCVに帰属し、NCVは加入者がNCVの手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止します。それらが行われたことによるNCVおよび第三者が被る損害・逸失利益については、加入者が賠償しなければなりません。

4. 加入者が故意または過失により C-CAS カードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分をNCVに支払うものとします。

5. NCVは、C-CAS カードを再発行することが適当と認めた場合に限り、C-CAS カードの再発行を行うものとします。この場合、加入者は別表7に定める C-CAS カード再発行手数料を払うものとします。

#### 第23条(加入者個人情報の取扱い)

1. NCVは加入者の個人情報について、NCVが定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、NCVが定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

#### 第24条(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、NCVの所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第25条(通知方法に関する特則)

1. この約款において、NCVから加入者に対して通知を行うことが定められている場合、NCVが、加入者からNCVに届け出られた住所に対して当該通知を送付したならば、加入者がその通知の受取りを拒絶し若しくは受取りを怠り、又は加入者の所在が不明となったこと等により当該通知が加入者に到達しなかった場合であっても、当該通知の送付日から3日間が経過することにより、あたかも当該通知が加入者に到達したものとみなすことができるものとします。

#### 第26条(定めなき事項)

この規約に定めなき事項、あるいは疑問が生じた事項は、NCVと加入者が誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

#### 第27条(約款の改定)

1. NCVはこの約款を、総務大臣に届け出た上、改訂することがあります。その場合、利用料その他のNCVのサービスの提供条件は変更後の約款によります。
2. NCVが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

#### 付 則

- (1) NCVは特に必要があるときは、本約款に特約を賦することができるものとします。
- (2) この約款は、平成24年4月1日から施行します。
- (3) この変更約款は、平成26年4月1日から施行します。

**NCV 株式会社ニューメディア 米沢センター**

〒992-0044 山形県米沢市春日4-2-75 TEL 0238-24-2525

株式会社ニューメディア 米沢センター料金表

別表1(加入金及び工事費等)

種 類	料 金	摘 要
加入金	30,000 円(税込 32,400 円)	
引込工事費	20,000 円(税込 21,600 円)	40m以内の場合、それ以上実費
宅内工事費	実 費	
STB 取付、取外手数料	5,000 円(税込 5,400 円)	上記工事と同時の場合は 3,000 円(税込 3,240 円)
タップオフ接続、取外手数料	3,000 円(税込 3,240 円)	停波、再開とも各1回につき

別表2(一般加入利用料)

種 類	利用料/月	摘 要
シンプルコース	2,000 円(税込 2,160 円)	STBについては別途販売又は貸与
シンプル光コース	2,500 円(税込 2,700 円)	米沢市・川西町(自治体)整備エリアでの み提供 STBについては別途販売又は貸与
バリューコース	3,000 円(税込 3,240 円)	STBについては別途販売又は貸与
スーパーバリューコース	4,000 円(税込 4,320 円)	STBについては別途販売又は貸与

別表3(集合住宅一括利用料積算表) ※全戸加入限定(団体加入)

種 類	利用料/月		摘 要
マンション及び 一般アパート	2部屋	2,000 円(税込 2,160 円)	
	3部屋	3,000 円(税込 3,240 円)	
	4部屋	3,000 円(税込 3,240 円)	
	5部屋	3,000 円(税込 3,240 円)	
	6部屋 以上	500 円(税込 540 円) × 部屋数	
旅館及びホテル	2,000 円(税込 2,160 円) + 200 円(税込 216 円)×部屋数		米沢市・川西町(自治体)整備エリア は 500 円(税込 540 円)加算
病院施設	2,000 円(税込 2,160 円) + 100 円(税込 108 円)×部屋数		米沢市・川西町(自治体)整備エリア は 500 円(税込 540 円)加算

別表4(営業目的利用料積算表) ※営業用目的加入限定

種 類	利用料/月	摘 要
最初の1台	2,000 円(税込 2,160 円)	以降、以下の欄の積算額を加算
2台目以降受信機 1台ごと加算額	500 円(税込 540 円)	

別表5(サービス追加利用料) ※別表2, 3, 4のいずれかの契約が必要です

種 類	月額追加利用料/台	摘 要
バリューコース	1,000 円(税込 1,080 円)	STBについては別途販売又は貸与
スーパーバリューコース	2,000 円(税込 2,160 円)	STBについては別途販売又は貸与

別表6(有料チャンネル利用料) ※別表2又は別表5の契約が必要です

種 類	利用料/月	摘 要
WOWOW	2,300 円(税込 2,484 円)	3chセット
スター・チャンネル	2,000 円(税込 2,160 円)	3chセット
J SPORTS 4	1,300 円(税込 1,404 円)	
V☆パラダイス	700 円(税込 756 円)	
東映チャンネル	1,500 円(税込 1,620 円)	
衛星劇場	1,800 円(税込 1,944 円)	
AT-X	1,800 円(税込 1,944 円)	
テレ朝チャンネル1	600 円(税込 648 円)	
フジテレビONE・TWO	1,000 円(税込 1,080 円)	2chセット
グリーンチャンネル	1,200 円(税込 1,296 円)	2chセット
プレーボーイチャンネル	2,300 円(税込 2,484 円)	2chセット割
チャンネル・ルビー	2,300 円(税込 2,484 円)	2,500 円(税込 2,700 円)
レインボー・チャンネル	2,300 円(税込 2,484 円)	2chセット割
ミッドナイトブルー	2,300 円(税込 2,484 円)	2,700 円(税込 2,916 円)

別表7(その他、手数料等)

種 類	料金	摘 要
名義変更手数料	1,000 円(税込 1,080 円)	
再開手数料	3,000 円(税込 3,240 円)	タップオフ接続含む
延滞手数料	400 円(税込 432 円)	利用料振替不能1回につき
B-CAS カード再発行手数料	1,500 円(税込 1,620 円)	
C-CAS カード再発行手数料	1,500 円(税込 1,620 円)	
STB持込品の登録手数料	3,000 円(税込 3,240 円)	CASカード発行手数料を含む

## 放送サービス基本契約約款 料金表

株式会社ニューメディア 米沢センター 契約約款事項書

地上デジタル放送受信のためのベーシックサービス

### 料金表

#### 1. 加入料

項目	金額	適用
加入料	30,000円(税込32,400円)	

#### 2. 一般加入利用料(月額)

項目	金額	適用
シンプルコース(TV基本料 施設利用料)	2,000円(税込2,160円)	
シンプル光コース(TV基本料 施設利用料)	2,500円(税込2,700円)	米沢市・川西町(自治体)整備光エリアでのみ提供

#### 3. 工事費

項目	金額	適用
引込工事費	20,000円(税込21,600円)	40m以内の場合、それ以上実費
宅内工事費	実費	

#### 4. セットトップボックス料金

項目	金額	適用
販売価格 (STBを購入する場合1台につき)	13,810円(税込14,914円)~	地上波以外のチャンネルを契約・視聴の場合に必要
月額利用料 (STBをレンタルする場合1台につき)	1,000円(税込1,080円)	地上波以外のチャンネルを契約・視聴の場合に必要